

福岡市動物愛護管理推進実施計画(第2次)
(素案)

平成26年12月

福岡市

目 次

第1章 計画策定の趣旨	1
第2章 動物行政の現状と課題	
1 現 状	
(1) 動物愛護推進のための普及啓発	2
(2) 犬猫の収容状況	5
(3) 犬猫の処置状況	7
(4) 犬猫に関する苦情・相談及び飼い主指導状況	8
(5) 犬の登録及び狂犬病予防注射実施状況	9
(6) 動物取扱業登録等状況	10
(7) 特定動物飼養施設の状況	11
(8) 動物関係団体やボランティアとの連携・共働	12
2 課 題	13
第3章 計画の基本事項	
1 計画の目的	14
2 本市動物行政の方向性	14
3 計画の実施期間	14
4 対象地域	14
5 計画の位置づけ	14
6 計画推進の基本的視点	
(1) 各主体の責務と役割の明確化	15
(2) 市民の動物愛護及び管理に対する理解の促進	16
(3) 各主体間の連携と共働の推進	16

第4章	計画の推進体制	17
第5章	施策の柱	18
第7章	目標	19
第8章	具体的施策	20
1	動物愛護についての啓発推進	
(1)	動物愛護思想の普及啓発	22
(2)	ふれあい事業の充実	23
2	適正飼育の推進	
(1)	適正飼育の啓発	24
(2)	不妊去勢手術の徹底	25
(3)	終生飼育の推進	26
(4)	愛護動物遺棄防止	26
(5)	多頭飼育問題対策	27
(6)	犬の散歩等のマナー向上	28
3	猫問題対策	
(1)	飼い猫の適正飼育の推進	29
(2)	飼い主のいない猫問題対策の実施	30
4	譲渡及び返還の推進	
(1)	譲渡事業の充実	31
(2)	マイクロチップ装着の推進	32
(3)	収容動物返還の推進	33
5	狂犬病予防	
(1)	犬の登録率と狂犬病予防注射実施率の向上	34
(2)	鑑札と注射済票装着の徹底	35

6 監視指導

(1) 動物取扱業者の監視指導	36
(2) 特定動物飼育者の監視指導	37
(3) 大型犬, 危険犬種及び放浪犬による危害防止	38
(4) 実験動物飼育施設の指導	39
(5) 産業動物飼育施設の指導	39
(6) 犬猫の殺処分方法の検討	40

7 体制及び制度

(1) 関係部署や機関との連携	41
(2) 一般社団法人福岡市獣医師会との連携	42
(3) 動物愛護団体との連携及びボランティアの受け入れ	43
(4) 応援寄付の受け入れ	43
(3) 動物愛護推進員の委嘱	44

8 危機管理対策

第9章 動物管理センターの位置づけ及び役割

1 動物愛護管理センターの位置づけ	46
2 2つの動物愛護管理センターの役割	47

第1章 計画策定の趣旨

福岡市では平成21年4月に「福岡市動物愛護管理推進実施計画」（以下「第1次計画」）を策定し、同計画に基づき施策に取り組んできた結果、犬猫の殺処分数及び収容頭数は大幅に減少し、一定の成果を上げてきました。一方で、飼育マナーの欠如による周辺住民への迷惑の発生や多頭飼育による飼育放棄が後を絶たちません。また、高齢化社会の進展に伴い、生活の伴侶としての動物飼育が高齢者の間にも広がり、飼育継続が困難となるなどの相談も増えています。

このような中、動物取扱業の適正化及び終生飼育の一層の推進を図るため、平成24年9月、「動物の愛護及び管理に関する法律」（以下「動物愛護管理法」）が改正され、平成25年8月には「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」（以下「基本指針」）が改定されました。福岡県では基本指針に即し、平成26年3月に「第2次福岡県動物愛護推進計画」（以下「県推進計画」）を策定しています。

そこで、第1次計画に基づく取組の結果及び現状分析により抽出された課題への対応、並びに基本指針及び県推進計画をふまえて、今後の福岡市における施策を効果的に推進するため「福岡市動物愛護管理推進実施計画（第2次）」を策定しました。

第2章 動物愛護管理行政の現状と課題

1 現状

(1) 動物愛護推進のための普及啓発

① ふれあい教室

主に、幼稚園及び小学校低学年の児童を対象に、動物を飼うことの責任感、生命の大切さ、他人の気持ちを気遣う心の育成を目的に動物愛護管理センターで飼育している「モデル犬・猫」を使って、さわり方や抱き方、心臓の音を聴くなどの「ふれあい」による教室を行っています。

実施状況

年 度		21	22	23	24	25
ふれあい教室（出張）	回数	75	82	85	91	111
	人数	2,708	2,447	2,884	3,398	4,746
ふれあい教室（広場）	回数	72	77	104	77	53
	人数	107	133	184	179	166

ふれあい教室（出張）：動物愛護管理センターの職員が幼稚園や学校に出向いて行うもの

ふれあい教室（広場）：東部動物愛護管理センター敷地内のふれあい広場において行うもの

② 家庭犬のしつけ方教室・しつけ方相談

飼い犬の糞の放置、むだ吠えなどの苦情の解決や咬傷事故の防止等を目的として、適正飼育やモラル・マナーの向上を図るための講習会等を行っています。

実施状況

年 度		21	22	23	24	25
しつけ方教室	回数	13	9	11	8	16
	人数	380	281	506	200	286
しつけ方相談	回数	36	14	5	71	180
	人数	38	22	11	146	350

しつけ方教室：犬の飼い主を対象に、外部講師がしつけ方についての講習を行うもの

しつけ方相談：犬の同伴の有無にかかわらず、動物愛護管理センター職員が個別に飼い主からしつけ方の相談を受け、助言・指導を行うもの

③ 動物愛護週間行事及び動物愛護フェスティバル

広く市民の間に動物愛護の気風を招来し、動物の愛護と適正な飼育を啓発するため、動物愛護週間行事及び動物愛護フェスティバルを行っています。

(ア) 動物愛護週間行事

9月20日から9月26日： 慰霊祭、動物園でのパネル展、しつけ方教室の実施

(イ) 動物愛護フェスティバル（どうぶつ愛護フェスティバル in ふくおか）

11月に福岡市役所西側広場で開催

平成26年度実績	実行委員会構成団体： 20団体(福岡市含む) 当日参加団体： 23団体(実行委員会構成団体含む) 来場者数： 約4,800人 メインテーマ： 人もどうぶつもしあわせになるために 内容： 参加団体の活動内容紹介 家庭犬しつけ方教室 健康相談・飼育相談 長寿犬猫の表彰 動物愛護パネル展示 ステージイベントなど
----------	--

④ わんにゃんよかイベント

動物関係団体と共働により平成22年度から犬猫の適正飼育講習、犬とのふれあい体験、犬猫の譲渡などを動物愛護管理センターで開催しています。

年 度		22	23	24	25
わんにゃんよかイベント	回数	11	14	12	12
	人数	1223	1643	938	864

⑤犬猫よろず相談

犬猫の飼い主がかかえる疑問や問題に答える相談の場を作り、終生飼育を推進することを目的に専門家や動物関係団体との共働で平成25年度から「犬猫よろず相談」を開催しています。

平成25年度	実施回数： 6回 相談件数： 延べ54件 相談内容： しつけ方，手入れ方法， 犬猫の飼育方法，健康，法律など
--------	---

⑥わんにゃんどんたく隊

動物関係団体間及び行政と団体間で認識を共有し、連携を深めるきっかけづくりとして、また、見学する多くの市民に動物愛護について興味を持ってもらうために、平成23年度から動物関係団体と行政が一緒になってチームを作り博多どんたく港まっりのパレードに出場しています。

平成25年度 参加人数： 61人

⑦ 動物愛護管理センターホームページ「わんにゃんよかネット」

動物愛護管理センターのホームページ「わんにゃんよかネット」を開設しています。このサイトでは収容犬猫の飼い主への返還や新たな飼い主への譲渡を推進し、犬猫の殺処分数を減少させるために犬猫の収容情報や譲渡情報を掲載するとともに、市民が保護した動物の情報や行方不明の情報などを市民が掲載できる場を提供しています。また、適正な飼育方法に関する情報を掲載し、市民への周知を図っています。

主な掲載情報

- 収容犬猫情報（元の飼い主に返還するための情報提供）
- 譲渡候補犬猫情報（新しい飼い主を探すための情報提供）
- 情報交換の場の提供（市民による犬猫の保護情報や行方不明になった犬猫の情報提供）
- 動物の愛護と適正な飼育の普及啓発に関する情報の提供

⑧ 広報

犬の登録及び狂犬病予防注射の実施に関する事並びに犬猫の適正飼育について様々な媒体を利用した広報を行っています。

広報実績

単位：枚・冊

媒体	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
ハガキ（通）	81,400	81,500	81,500	81,700	80,800
チラシ（枚）	10,540	43,500	58,000	58,000	5,000
冊子等（冊）	13,570	4,600	6,500	4,800	4,200
ポスター（枚）	1,600	1,700	1,700	1,800	1,800
プレート（枚）	1,270	1,400	1,400	2,200	1,370
市政だより（回）	1	3	4	3	2
ラジオ（回）	0	0	0	1	1
テレビ（回）	7	0	2	3	2

施策別の使用媒体

- 犬の登録及び犬病予防注射案内：ハガキ，チラシ，冊子等，市政だより，ラジオ，テレビ
- 犬猫の適正飼養啓発：チラシ，冊子等，ポスター，市政だより，ラジオ，テレビ
- 犬の糞の放置防止啓発：プレート

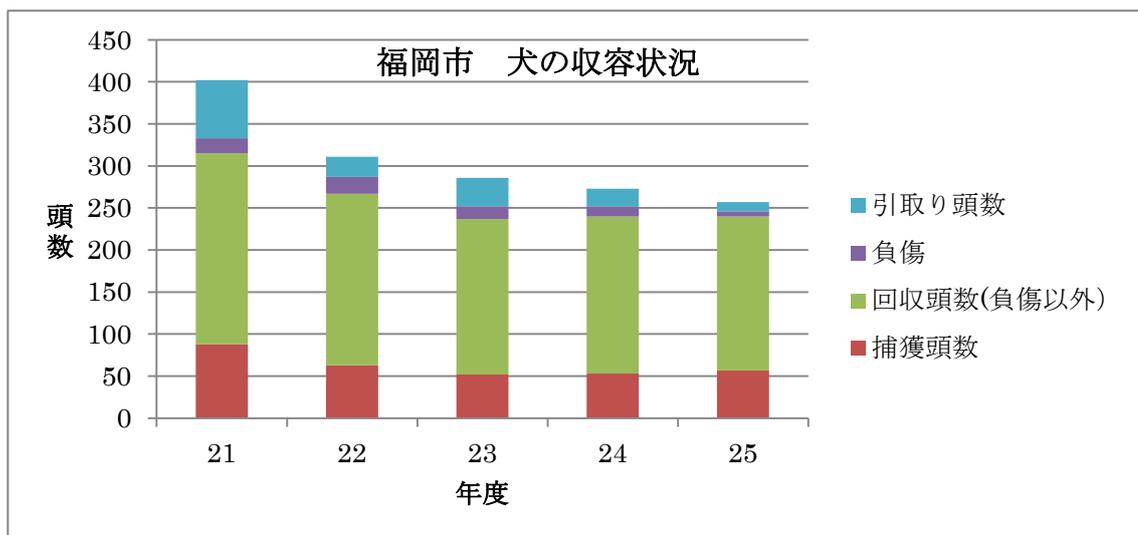
(2) 犬猫の収容状況

放浪犬による危害発生を防止するための犬の「捕獲」、所有者からはぐれた犬猫や負傷した犬猫保護等のための「回収」、また、遺棄を防止するための犬猫の「引取り」を行っています。

収容される犬猫の頭数は減少傾向にあり、第1次計画策定後回収方法の見直し、引取り時の説諭、引取り手数料有料化を行い、特に猫は大幅に減少しています。

収容される犬猫のうち、子猫の占める割合が高くなっています。

① 犬



内訳

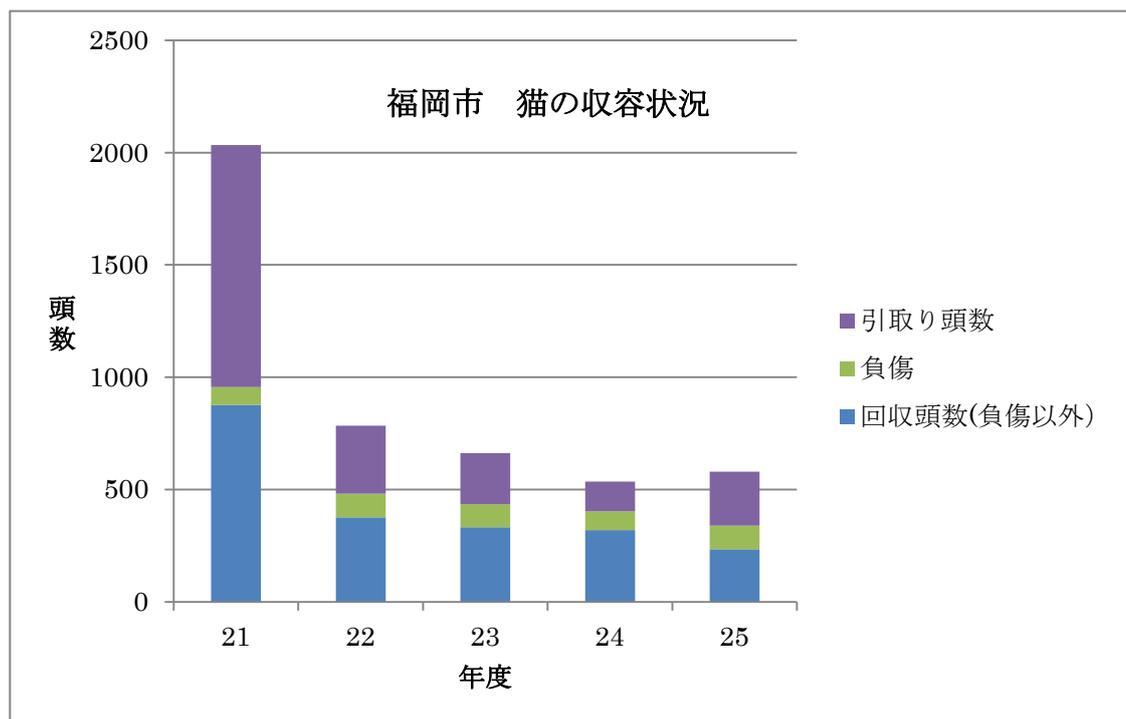
年度	21	22	23	24	25
捕獲頭数	88	63	52	53	57
回収頭数	245	224	200	199	189
うち負傷	18	20	15	12	6
引取り頭数	69	24	34	21	11
計	402	311	286	273	257

捕獲：放浪犬を，動物愛護管理センターの職員が捕まえ収容すること

回収：市民等が捕まえた，又は，保護した犬を，動物愛護管理センターの職員が出向いて収容すること

引取り：飼い主が飼えなくなった犬を，動物愛護管理センターにおいて引き取ること

②猫



内訳

年度	21	22	23	24	25
回収頭数	956 (880)	482 (382)	435 (337)	403 (314)	340 (223)
うち負傷	80 (22)	106 (22)	103 (28)	84 (23)	105 (24)
引取り頭数	1,078 (983)	302 (289)	227 (166)	132 (102)	240 (162)
計	2,034 (1,863)	784 (671)	662 (503)	535 (416)	580 (385)

(うち子猫の数)

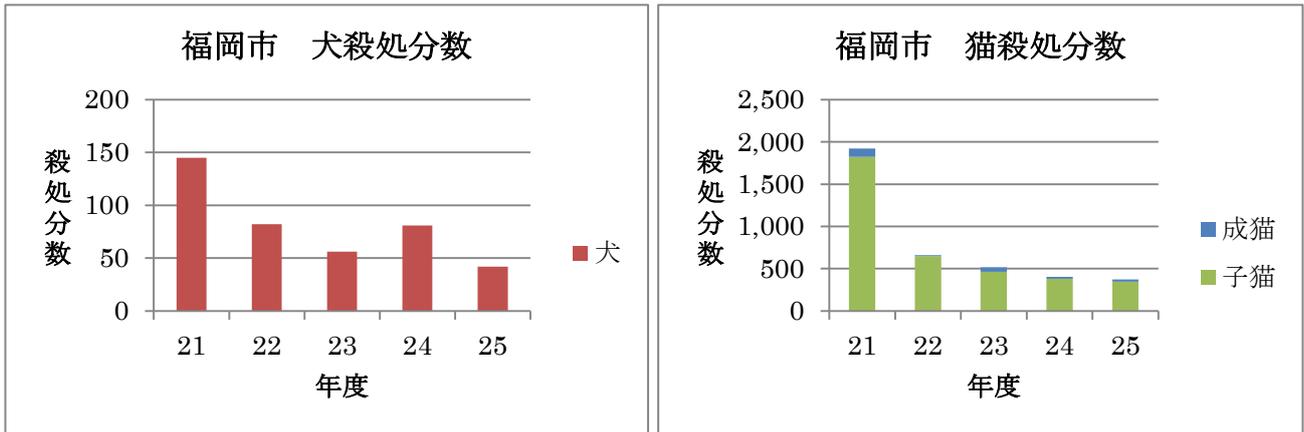
- 回収**：市民等が保護した飼い主不明の猫を，動物愛護管理センター職員が出向いて收容すること（平成23年7月以降の回収先は警察署のみ）
- 引取り**：飼い主が飼えなくなった猫又は飼い主不明の猫を，動物愛護管理センターにおいて引き取ること

(3) 犬猫の措置状況

収容した犬猫のうち、飼い主が判明したものは飼い主へ返還し、飼い主が判明しないものは可能な限り新しい飼い主へ譲渡を行い、譲渡が成立しなかったものについてはやむなく殺処分を行っています。

犬に比べ猫は飼い主が判明することも、また、譲渡に適した猫も少ないため、返還・譲渡される事例はあまりありません。

犬の殺処分数は年々減少傾向にあり、猫も平成22年度以降、大幅に減少しています。殺処分される猫のうち子猫の占める割合が高くなっています。



① 犬

年度	21	22	23	24	25
返還	140	126	104	100	104
譲渡	112	94	123	87	99
死亡	5	9	3	5	12
殺処分	145	82	56	81	42
計	402	311	286	273	315

② 猫

年度	21	22	23	24	25
返還	3 (0)	1 (0)	4 (0)	5 (0)	4 (0)
譲渡	54 (28)	34 (3)	68 (22)	58 (12)	126 (21)
死亡	57 (12)	87 (18)	75 (16)	70 (23)	75 (17)
殺処分	1,920 (1,823)	662 (650)	515 (465)	402 (381)	375 (347)
計	2,034 (1,863)	784 (671)	662 (503)	535 (416)	580 (385)

(うち子猫の数)

返 還：本来の飼い主へ返すこと
 譲 渡：新しい飼い主へ譲り渡すこと
 死 亡：収容期間中に自然死(病死を含む)すること
 殺 処 分：措置方法のひとつで、致死処分にすること

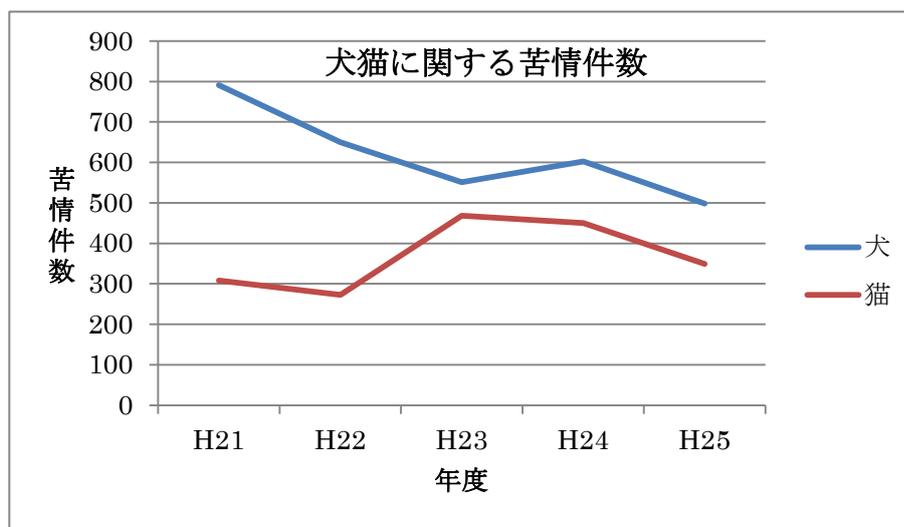
(4) 犬猫に関する苦情と飼い主等指導状況

犬猫の飼育に関する苦情については、電話又は窓口で申し立てを聞き取り、飼い主や原因者が判明している場合は、動物愛護管理センターの職員が直接現場に出向いて指導を行うなどの対応を行っています。

苦情件数と飼い主等指導件数ともに地域住民から多数の申し立てが寄せられています。

平成25年度における飼い主等指導依頼の内訳で最も多いのは、犬は「糞の放置」、猫は「野良猫への給餌行為」となっています。

① 苦情件数及び飼い主等の指導件数



年度	21	22	23	24	25
犬	791 (244)	650 (355)	551 (175)	602 (195)	498 (160)
猫	308 (147)	273 (124)	468 (114)	450 (147)	349 (86)
計	1,099 (391)	923 (479)	1,019 (289)	1,052 (342)	847 (246)

()内は飼い主等指導依頼件数

② 飼い主等指導依頼の主な内容

犬猫別飼い主等への指導依頼の多い内容（平成25年度）

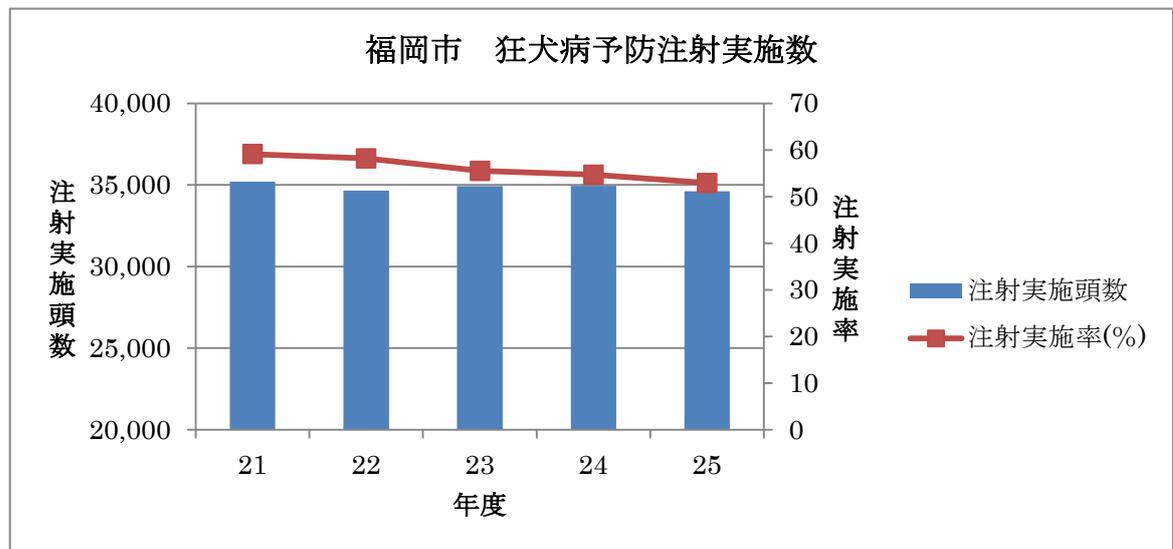
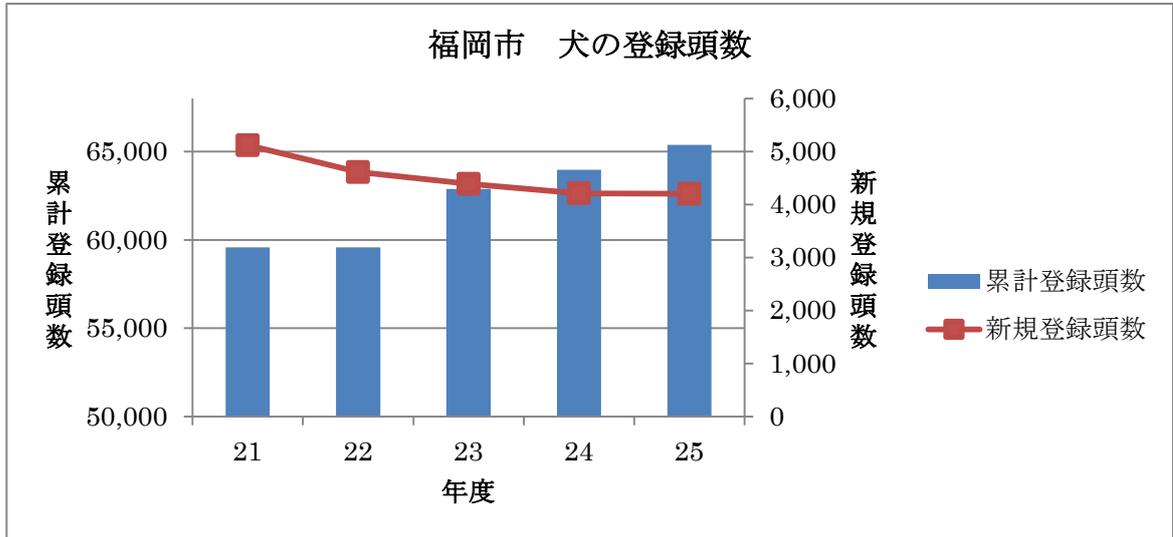
	犬	猫
1	糞の放置	野良猫への給餌行為
2	鳴き声	庭等に糞
3	放し飼い	多頭飼育

(5) 犬の登録数及び狂犬病予防注射実施数

犬を飼育する際には、狂犬病予防法の規定に基づき、生涯1回の登録と、1年に1回の狂犬病予防注射が必要です。

福岡市における新規登録数は年々減少の傾向にあります。

累積登録頭数に対する狂犬病予防注射の実施率は低下傾向にあります。



年 度	21	22	23	24	25
累計登録頭数	59,578	59,578	62,880	63,960	65,385
新規登録頭数	5,119	4,611	4,389	4,211	4,202
注射実施頭数	35,192	34,651	34,920	34,955	34,617
注射実施率(%)	59.1	58.2	55.5	54.7	52.9

注射実施率(%)：注射実施頭数/累計登録頭数×100

(6) 動物取扱業登録等状況

動物愛護管理法の規定に基づき、動物(哺乳類、鳥類、は虫類)の販売、保管、貸出し、訓練又は展示を「業」として行う時には、市長の登録を受けなければなりません。

施設の実数は増加傾向で、平成26年3月末の登録施設は407件、平成25年度の施設監視は延べ242件でした。

また、平成25年の法改正により新設された第2種取扱業施設の登録は1件となっています。

第1種動物取扱業 登録及び延監視件数

分類/年度		H21	H22	H23	H24	H25	
登録 件数	販売	196	203	196	198	200	
	保管	216	232	237	249	263	
	貸出し	7	7	6	9	10	
	訓練	25	25	27	27	32	
	展示	18	19	18	22	25	
	そ の 他	譲受飼養施設	-	-	-	-	1
	せり・あっせん	-	-	-	-	0	
施設実数※		342	362	362	379	407	
延 監 視 件 数	販売	122	187	142	120	169	
	保管	174	87	192	146	142	
	貸出し	3	3	4	6	8	
	訓練	8	9	15	14	16	
	展示	16	8	10	16	14	
	そ の 他	譲受飼養施設	-	-	-	-	1
	せり・あっせん	-	-	-	-	0	
施設実数※		257	255	263	218	242	

※ 重複施設あり

販 売：ペットショップ、ブリーダーなど

保 管：ペットホテル、ペット美容（動物を預かる場合）、ペットシッターなど

貸出し：ペットレンタル業、動物タレント・繁殖用等の動物派遣業など

訓 練：動物の訓練・調教業者、出張訓練業者など

展 示：動物園、水族館、移動動物園、サーカス、乗馬施設、動物ふれあい施設など

その他：譲受飼養施設・・・老犬ホームなど

せり・あっせん業・・・インターネットオークションなど

(7) 特定動物飼養施設の状況

動物愛護管理法の規定に基づき、人の生命、身体又は財産に害を加える恐れがある動物として定められた動物(特定動物)の飼育を行う際には、市長の許可を受けなければなりません。

平成26年3月末の許可件数は15施設49件で、366頭の飼育実態があります。

	H21 末	H22 末	H23 末	H24 末	H25 末
施設数	12	12	17	13	15
許可件数	49	48	52	47	48
飼育頭数	268	298	342	360	366

福岡市動物園での飼養許可動物種 平成26年3月末現在

ほ乳類 シロテナガザル、ブラッサグエノン、ダイアナモンキー、ニホンザル、シシオザル、チンパンジー、ゴリラ、オランウータン、マレーグマ、ツキノワグマ、ヒョウ、ライオン、トラ、アジアゾウ、ミナミシロサイ、カバ、アミメキリン

鳥類 ヒクイドリ、オジロワシ、オオワシ、コンドル

は虫類 ビルマニシキヘビ、アミメニシキヘビ、ワニガメ

(8) 動物関係団体やボランティアとの連携・共働*

① 動物愛護週間行事及び動物愛護フェスティバル（再掲）

広く市民の間に動物愛護の気風を招来し、動物の愛護と適正な飼育を啓発するため、動物愛護週間行事及び動物愛護フェスティバルを行っています。（1）③参照

② わんにゃんよかイベント（再掲）

動物関係団体との共働により平成22年度から犬猫の適正飼育講習、犬とのふれあい体験、犬猫の譲渡などを動物愛護管理センターで開催しています。（1）④参照

③ ワーキンググループによる勉強会

動物愛護や適正飼育普及啓発などをテーマに、平成22年度から行政と動物関係団体などによるワーキンググループをつくり、効果的な啓発や問題解決の方法について勉強会を開催し意見交換しています。

年 度	22	23	24	25
ワーキンググループ勉強会 開催回数	12	3	3	7

④ 犬猫よろず相談（再掲）

犬猫の飼い主がかかえる疑問や問題に答える相談の場を作り、終生飼育を推進することを目的に専門家や動物関係団体との共働で平成25年度から「犬猫よろず相談」を開催しています。（1）⑤参照

⑤ 動物関係団体を介した犬猫の譲渡事業

市から直接譲渡することが困難と判断された犬猫については、動物関係団体の持つノウハウで社会性の低い犬等のしつけを行うなどして譲渡を行っています。

平成25年度 団体譲渡実績： 犬 44頭, 猫 26頭

⑥ わんにゃんどんたく隊（再掲）

動物関係団体間及び行政と団体との意識共有を図り、連携を深めるきっかけづくりとして、また、見学する多くの市民に動物愛護について興味を持ってもらうために、平成23年度から動物関係団体と行政が一緒になってチームを作り博多どんたく港まつりのパレードに出場しています。（1）⑥参照

⑦ ボランティアの受け入れ

平成24年度から市民ボランティアを募り、事前研修を行った上で収容動物の世話や啓発イベントの補助などを行っています。

平成25年度末 登録者数： 166名
活動内容： 収容犬・猫の給餌や清掃
シャンプー・トリミング
しつけ相談
啓発イベントの補助など。

※ 共働とは、相互の役割と責任を認め合いながら、対等の立場で知恵と力をあわせて、長所や資源を活かし、共に汗して取り組み、共に行動すること。（福岡市新・基本計画より抜粋）

2 課 題

平成21年4月に第1次計画を策定し、各施策に取り組んだ結果、犬猫ともに殺処分数は減少し、策定時の目標である「平成30年度までに犬160頭以下、猫1,300頭以下」と言う目標を達成し、平成25年度は犬42頭、猫375頭まで減少するなど、一定の成果をあげています。

しかし、いまだに無責任な飼い方が原因で結果的に福岡市が引き取らざるを得ない犬猫やその結果として殺処分される犬猫がいます。さらに、犬猫の不適切な飼育や取扱に起因する苦情・相談があることから、飼い主の責務が十分に理解され、実行されていない現状があります。また、狂犬病予防法に基づく狂犬病予防注射の登録数に対する平成25年度の実施率は52.9%と第1次計画の策定時の60.2%より減少しています。

このような中、平成24年9月に動物愛護管理法が一部改正され、動物取扱業の適正化のための規制強化及び多頭飼育の適正化について明記されました。これらの改正を受け、動物取扱業及び多頭飼育に関する指導監視のあり方についても検討が必要となっています。

さらに近年、地域猫活動のように、従来の飼い主と飼育動物の関係とは異なる管理の仕方も広がってきました。また、高齢化が急速に進んでいく中で、高齢者の犬猫飼育のあり方についても考えていく必要があります。

このように、人と動物の関係が多様化する中で、動物の適正な飼育や取扱いについて、市民の意識の更なる向上が求められると同時に、動物による人の生命・身体・財産に対する侵害の防止や狂犬病の発生予防・まん延防止など、従来からの動物管理についても、動物愛護の観点を踏まえながら取組みを継続していかなければなりません。

また、これらの施策推進のためには動物行政担当部署の取組みだけでは限界があり、これからは各主体間の連携共働を推進することが不可欠だと考えます。

第3章 計画の基本事項

1 計画の目的

「人と動物との調和のとれた共生社会」の実現を目的とします。

2 福岡市動物行政の方向性

生命の尊重や尊厳を守るという視点に立って、従来の捕獲・回収・引取り等の取締りや管理などを行う動物行政から、動物愛護・適正飼養の普及啓発に重点を置いた動物行政へ移行してまいりました。

今後は、行政内部の関係部署の連携並びに行政と飼い主、動物取扱業者、動物関係団体、市民とのさらなる連携を図りながら取り組みを推進します。

3 計画の実施期間

平成27年度から10年間（平成36年度末まで）

計画の進捗状況や目標の達成度を検証しながら、5年を目途に計画の見直しを行います。

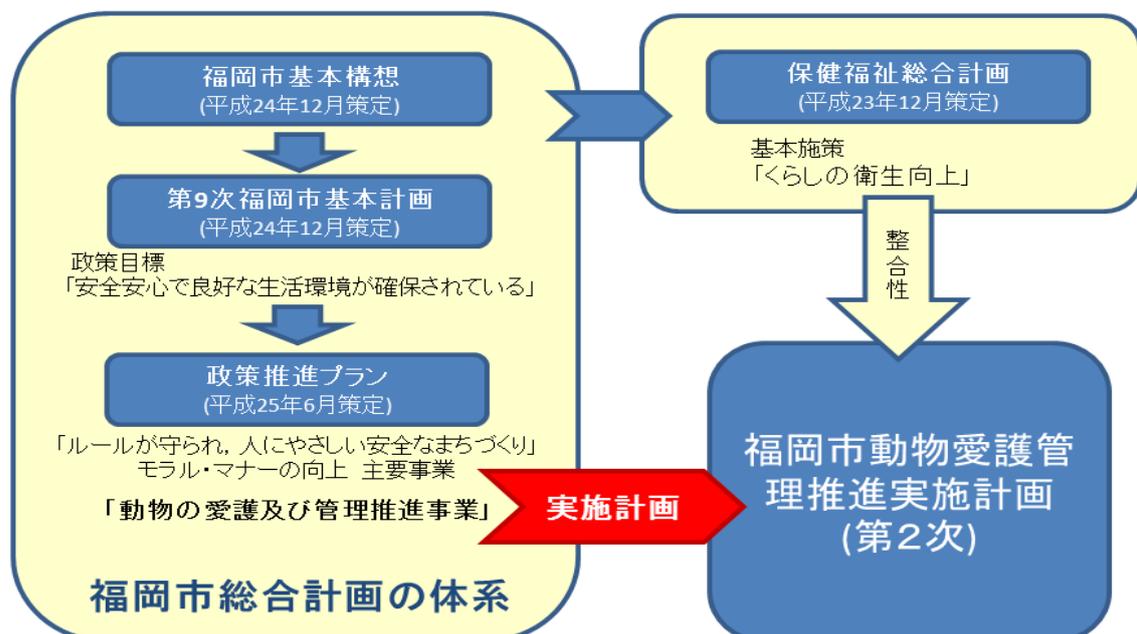
4 対象地域

福岡市内全域

5 計画の位置付け

第2次計画は福岡市総合計画体系における中期計画である政策推進プランの主要事業「動物の愛護及び管理事業」を進める実施計画として位置付けます。

同時に福岡市の保健福祉分野の方向性と基本理念を示すマスタープランである「保健福祉総合計画」の基本施策「くらしの衛生向上」を踏まえるものとします。



6 施策推進の基本的視点

福岡市における動物の愛護及び管理に関する課題を解決し、「人と動物との調和のとれた共生社会」の実現を図るため、以下の3つの「視点」を持って施策を推進します。

- 各主体の責務と役割の明確化
- 市民の動物愛護と管理に対する理解の促進
- 各主体間の連携と共働の推進

(1) 各主体の責務と役割の明確化

課題解決のための施策を推進するには行政、飼い主、動物取扱業者、獣医師会、学術研究機関、動物関係団体及び市民の責務と役割を明らかにした上で、それぞれの主体がその責務や役割を十分理解する必要があります。

①行政の責務

行政は、「人と動物との調和のとれた共生社会」の実現を図るために必要な施策を策定し実施することにより、動物に起因する諸問題の解決に取り組む責務を負います。

また、各主体が責務と役割を十分に果たせるよう支援・リードしていきます。

②飼い主の責務

飼い主は、動物の生態、習性、生理等を理解した上で、動物をその命を終えるまで適正に飼育することにより、周辺住民の理解を得られるよう周辺環境に配慮する責務を負います。

また、所有することに関わらず動物を管理する場合や、単に動物にエサを与えるなどの行為にも、飼い主と同等の責務が伴うものと考えます。

③動物取扱業者の責務

動物取扱業者は、動物を適正に取り扱うことはもとより、飼い主やこれから飼育を行おうとする市民に対し、適正な飼育方法について理解を深めてもらうために必要な説明や情報提供を行う責務を負います。

④獣医師会の役割

獣医師会は動物の治療や生理・生態等に関する豊富で実践的な知識や経験を活用し、飼い主等に対する助言や理解を促進すると同時に、専門的立場から各主体に必要な協力を行う役割を担います。

⑤学術研究機関の役割

学術研究機関は動物の生理・生態等に関する豊富で多方面に渡る知識を活用し、各主体に対し助言する役割を担います。

⑥動物関係団体の役割

動物関係団体は、動物に関する知識や経験を十分に活用しながら、飼い主や行政などの関係者に協力し、支援する役割を担います。

⑦市民の役割

市民は、「動物を愛おしむ気持ち」、「動物との接し方」、「動物による危害の発生防止」等について理解を深め、行政や動物関係団体が行う活動に協力するよう努める役割を担います。

(2) 市民の動物愛護と管理に対する理解の促進

「人と動物との調和のとれた共生社会」は、動物に直接かかわる者だけの努力で実現することは困難です。その実現のためには、動物にかかわる、かかわらないを問わず市民全体が、動物の愛護と管理に対する理解を深める必要があります。

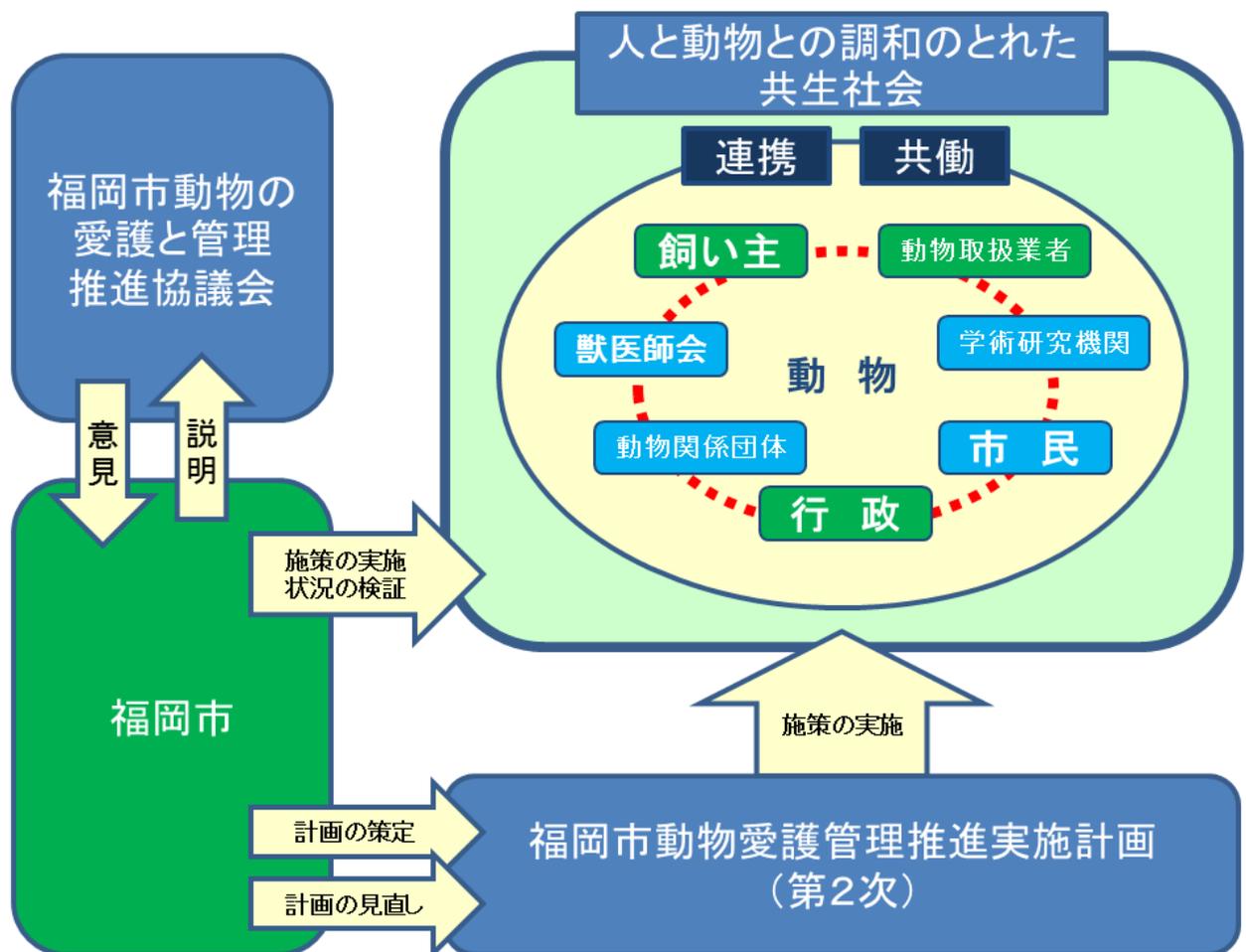
(3) 各主体間の連携と共働の推進

これまでのように、それぞれの主体が単独で行う取組みには限界があります。そこで、「人と動物との調和のとれた共生社会」の実現を目指す動物関係団体とのさらなる連携や共働を推進する必要があります。

第4章 計画の推進体制

第2次計画は、「人と動物との調和のとれた共生社会」の実現を目的に効果的な施策等の検討を行うため設置した「福岡市動物の愛護と管理推進協議会」において提案された様々な意見を参考に策定しています。

今後、第2次計画に基づき10年間にわたって動物愛護と管理に関する様々な施策を推進するにあたっては、各施策が計画的かつ効果的・効率的に行われているかを福岡市で検証し、必要に応じて協議会から意見を求め、それらを参考に第2次計画の見直しを行います。



1 殺処分ゼロに向けた取組

動物の生命の尊重と安全確保の観点から、適正飼育や終生飼育を推進し、飼い主などの身勝手とも言える理由による犬猫の殺処分数を減らしていく。

2 動物愛護管理に関する啓発

「人と動物との調和のとれた社会」の実現のために不可欠な、動物の生命を尊重する気風と責任、動物の適正飼育や取扱、動物の生理及び生態に関する知識の普及啓発を行う。

3 迷惑の防止

人間が動物を飼育したり、エサ与えたりすることで生じる、他の市民に対する迷惑の発生を防止し、モラルやマナーが大切にされる社会を実現する。

4 危機管理対応

動物による人の生命等に対する侵害及び狂犬病の発生予防並びに災害等発生時及び狂犬病発生時に迅速かつ的確な対応を行うため、危機管理体制の整備を行う。

5 動物取扱業等の監視指導の強化

関係法令遵守や動物愛護推進の観点から動物取扱業、実験動物飼育施設、産業動物飼育施設等への効果的な監視又は指導を行う。

6 共働の推進

これまで培ってきた動物関係団体との共働関係を継続し、新たな連携や協力体制を構築する。また、課題解決に取り組むために必要な職員の資質向上を行う。

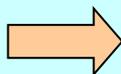
第6章 目 標

計画に基づく施策の効果を判定するための指標及び目標を設定します。

1 殺処分数

犬(平成25年度 42頭)

猫(平成25年度 375頭)



ゼロ

(平成36年度まで)

負傷犬猫の死亡及び、攻撃性や疾病等による譲渡不可能な犬猫を除く実質的なゼロを目指す。

2 犬猫の収容頭数

犬(平成25年度 257頭)

猫(平成25年度 580頭)



100頭以下(平成36年度まで)

250頭以下(平成36年度まで)

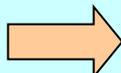
平成25年度実績の概ね2分の1

返還や新しい飼い主への譲渡の更なる推進行うことが可能になる頭数を目指す。

3 苦情件数

平成25年度 苦情件数

犬猫合計 847件



400件以下

平成25年度実績の概ね2分の1

4 犬の登録

飼育されている犬すべての登録

5 犬の狂犬病予防注射

登録犬すべてに対する年1回の予防注射実施

第7章 具体的施策

施策の体系

「計画の目的」を達成するため、「施策推進の基本的な視点」に基づき、以下の「施策」を推進します。

計画の目的	人と動物との調和のとれた共生社会						
施策推進の基本的な視点		施策の柱					
		殺処分ゼロに向けた取組	動物愛護管理に関する啓発	迷惑の防止	危害管理対応	動物取扱業者等の監視指導の強化	共働の推進
区分	具体的施策名						
1 動物愛護についての啓発推進	動物愛護思想の普及啓発	○	○	○			
	ふれあい事業の充実	○	○	○			
2 適正飼育の推進	適正飼育の啓発	○	○	○			
	不妊去勢手術の徹底	○	○	○			
	終生飼育の推進	○	○	○			
	愛護動物遺棄防止	○	○	○			
	多頭飼育問題対策	○	○	○	○	○	○
	犬の散歩等のマナー向上	○	○	○	○	○	
3 猫問題対策	飼い猫の適正飼育の推進	○	○	○	○	○	
	飼い主のいない猫問題対策の実施	○	○	○	○	○	○
4 譲渡及び返還の推進	譲渡事業の充実	○	○				
	マイクロチップ装着の推進	○	○				
5 狂犬病予防	収容動物返還の推進	○	○				
	犬の登録率及び狂犬病予防注射実施率の向上 鑑札及び注射済票装着の徹底		○		○	○	○
6 監視指導	動物取扱業者の監視指導	○	○	○	○	○	○
	特定動物飼育者の監視指導		○	○	○	○	
	大型犬、危険犬種及び放浪犬による危害防止		○	○	○	○	
	実験動物飼育施設の指導		○			○	
	産業動物飼育施設の指導		○			○	
	犬猫の殺処分方法の検討		○			○	
7 体制及び制度	関係部署や機関との連携	○	○	○	○	○	○
	一般社団法人福岡市獣医師会との連携	○	○		○		○
	動物関係団体との連携及びボランティアの受入れ	○	○	○			○
	応援寄付の受入れ	○	○				○
8 危機管理対策	動物愛護推進員の委嘱					○	○
	危機管理対策				○		

◎: 特に関連が深いもの

施 策 の 分 類

課題を解決するための「具体的施策」については達成期間を「短期」、「中期」、「長期」に分けて取り組みます。

また、第1次計画により着手済みの施策で今後拡大充実が必要なものについては「継続」して取り組みます。

短 期	平成28年度を目途に実施
中 期	平成31年度を目途に実施
長 期	平成36年度を目途に実施
継 続	第1次計画から継続実施

第2次計画における具体的施策の項目数と第1次計画との関係

第1次計画		第2次計画		凡例
着手	79	完了 33	46	○：第1次計画で実施済みで第2次計画で継続拡充する施策
		継続 46		
未着手	28	----->	28	●：第1次計画で未実施のため第2次計画で実施する施策
		新規	45	◎：第2次計画で新規に追加した施策
合計	107		119	

1 動物愛護についての啓発推進

(1) 動物愛護思想の普及啓発

動物の適正な飼育や人と動物の共生について理解を深めるための啓発を行います。

現 状	課 題(問題点)
<ul style="list-style-type: none"> ○動物愛護週間行事として、適正飼育に関するパネル展示や犬猫の慰霊祭を行っています。 ○動物愛護フェスティバルを開催しています。 ○ホームページ「わんにゃんよかネット」、「市政だより」、「チラシ配布」などによる情報提供を行っています。 ○わんにゃんよかイベント等、体験型のイベントによる啓発を実施しています。 ○動物愛護管理センターでのイベント開催や見学会を実施しています。 ○動物愛護管理センターの他に動物園などで啓発活動を実施しています。 ○出前講座の実施しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ○動物愛護思想について体験し理解する場や機会が限られています。 ○動物愛護思想の普及啓発方法が画一化しています。 ○動物愛護思想の一層の普及には啓発の場や機会の拡充が必要です。

【具体的施策】

項 目	達成期間	実 施 内 容
民間企業での動物愛護研修	長期	●民間企業の研修の一環として、動物愛護研修を行うことを検討します。
ホームページわんにゃんよかネット	継続	○動物愛護思想の普及啓発に関する情報を掲載します。
マスメディアの活用	継続	○マスコミからの取材に積極的に対応します。
動物愛護フェスティバル	継続	○多くの市民が参加するよう、効果的なフェスティバルの実施内容を検討します。
シンポジウムの開催	継続	○動物愛護思想について考えるための市民と行政等の各主体相互の対話の場を作ります。
地域での動物愛護教室	継続	○地域の要望に応じて動物愛護教室を行います。 ○出前講座の内容を充実します

(2) ふれあい事業の充実

教育活動などの場へ赴き啓発を行うことで、動物への優しい心・動物を飼う時の責任感、生命の大切さや他人の気持ちを気遣う心を育成します。

現 状	課 題(問題点)
<p>○ふれあい教室 「幼稚園」や「小学校低学年」を対象に、出張又は東部動物愛護管理センターのふれあい広場を活用して動物とのふれあい体験による教室を行っています。</p>	<p>○単に動物にさわるだけの催しの要望に応えるのみの内容になっており、情操を養う本来の目的に沿った内容への再構築が必要です。 ○特定の幼稚園等や年代に集中して事業が行われており、対象の見直しが必要です。</p>

【具体的施策】

項 目	達成 期間	実 施 内 容
ふれあい事業の見直し	継続	<p>○犬猫の習性や適正飼育の理解を進めるためのプログラムを実施します。 ○ふれあい事業の対象とする年代を見直します。</p>
学校教育への取組み	継続	<p>○学校教育の中で、動物愛護について学ぶプログラムを検討します。</p>

2 適正飼育の推進

(1) 適正飼育の啓発

犬猫を適正に飼育するための知識や情報を飼い主や市民に対して発信します。

現 状	課 題(問題点)
<ul style="list-style-type: none"> ○家庭犬のしつけ方教室 外部の専門講師によるしつけ方の講習を行っています。 ○家庭犬のしつけ方相談 動物愛護管理センター職員による個別相談を行っています。 ○ホームページ, 市政だより, チラシなどの配布・回覧等による啓発を行っています。 ○動物関係団体と共働で犬猫よろず相談を実施しています。 ○新規の飼い主を対象とした適正飼育講習会を実施しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ○飼い主や市民が適正飼育についての知識や情報を習得する機会が少ない状況があります。 ○飼い主の適正飼育についての意識がまだ十分ではありません。 ○飼い主と行政との接点が苦情対応や集合注射等の機会に限られます。 ○東部動物愛護管理センターのふれあい広場の活用の範囲が限られています。

【具体的施策】

項 目	達成 期間	実 施 内 容
ペットフード等販売店での啓発	中期	◎ペットフード販売店などによる, 飼い主に対する啓発を推進します。
動物の適正飼育ガイドラインの策定	中期	●集合住宅や都市部での飼育の際の取決めとなるガイドライン策定を検討します。
犬のしつけ教室の拡充	中期	●犬の訓練士等に対して動物愛護管理センターの敷地を貸し出すなど, 犬のしつけ教室の機会を増やす方法を検討します。
家庭犬のしつけ方相談	継続	○広報を充実し相談を望んでいる飼い主を掘り起します。
多様な広報媒体の活用	継続	○ホームページ, SNS, 動画サイト, 市政だより, チラシなどの配布・回覧等の媒体を有効に活用し適正飼育について広報します。
動物取扱業者による啓発指導	継続	○ペットショップに適正飼育に関する啓発チラシを設置するなど動物取扱業の店での啓発を進めます。

(2) 不妊去勢手術の徹底

犬猫のみだりな繁殖を防止するため、不妊去勢手術を徹底します。

現 状	課 題(問題点)
<ul style="list-style-type: none"> ○収容された犬猫を飼い主へ返還する機会等を捉えて飼い主指導を行っています。 ○動物愛護管理センターから新たな飼い主へ譲渡する犬猫の不妊去勢手術を実施しています。 ○ホームページ，市政だより，チラシなどの配布・回覧等による啓発を行っています。 ○猫の不妊去勢手術助成事業を行っています。 	<ul style="list-style-type: none"> ○飼い主や飼い主になろうとする市民に不妊去勢手術の必要性の理解が不足しています。 ○犬猫の不妊去勢手術を実施せずに多頭飼育に陥る飼い主がいます。

【具体的施策】

項 目	達成 期間	実 施 内 容
飼い主指導啓発	中期	●飼い主の自宅への訪問などによる指導啓発方法を検討します。
多様な広報媒体の活用	継続	○ホームページ，SNS，動画サイト，市政だより，チラシなどの配布・回覧等の媒体を有効に活用し，不妊去勢手術の必要性を広報します。
動物取扱業者による啓発指導	継続	○ペットショップ等の動物取扱業者の店頭に、「啓発チラシ」と「動物病院一覧」を設置します。

(3) 終生飼育の推進

犬猫の終生飼育を徹底するための施策を推進します。

現 状	課 題(問題点)
<ul style="list-style-type: none"> ○飼い主からの引取り依頼の際に、飼育の継続や新しい飼い主を探すよう指導を行っています。 ○飼い主からの引取りの際には手数料を徴収しています。 ○動物関係団体と共働で飼い主の悩みに答える「犬猫よろず相談」を実施しています。 ○飼い主に対し終生飼育に関する助言を行っています。 	<ul style="list-style-type: none"> ○先のことを考えずに犬猫の飼育を始める飼い主がいます。 ○犬猫を終生飼育する意識の低い飼い主がいます。 ○動物愛護管理センターに犬猫の引取り依頼をする理由に、飼い主の病気や高齢のため飼いつづけられなくなったことが多くみられます。 ○引取りの相談に答えるには画一的な適正飼育の指導だけでは対応が困難で、飼い主の健康状態や経済状態などを考慮して助言を行う必要があります。

【具体的施策】

項 目	達成期間	実 施 内 容
飼育継続困難者の相談窓口	短期	◎動物関係団体と共働で行う相談会を充実させます。
飼い主の年齢等に応じた指導啓発	中期	◎飼い主の年齢、家族構成、ライフスタイルに応じた助言、指導、啓発の在り方を検討します。
引取りの相談に対する指導啓発	継続	○犬猫の引取りの相談を受ける時の有効な指導啓発を体系化し、終生飼育に関する指導啓発を強化します。

(4) 愛護動物の遺棄防止

愛護動物の遺棄を防止し、動物愛護の精神の涵養と適正飼育の推進を行うとともに、動物愛護管理センターへ収容される犬猫の頭数削減します。

現 状	課 題(問題点)
<ul style="list-style-type: none"> ○遺棄された可能性のある犬猫が、飼い主不明犬猫として収容されることがあります。 ○遺棄されることが多い場所にはポスターなどを使った啓発を行っています。 	<ul style="list-style-type: none"> ○同じ場所に繰り返し愛護動物が捨てられることがあります。 ○愛護動物の遺棄が違法であることの周知が必要です。 ○警察や遺棄されやすい施設の管理者等との連携した指導が必要です。

【具体的施策】

項 目	達成期間	実 施 内 容
啓発指導の充実	短期	◎遺棄される場所や季節性をふまえ、様々な媒体を使った啓発を行います。
関係機関との連携	短期	◎警察や遺棄されやすい施設の管理者との協力し情報共有や巡回等を行います。

(5) 多頭飼育問題対策

犬猫の多数飼育による周辺住民への迷惑の発生を防止し、飼育場所の規模に応じた適正飼育を実現するため、必要な監視指導を行います。

現 状	課 題(問題点)
<ul style="list-style-type: none"> ○苦情等の申し出に基づき犬猫等の多頭飼育者に対する指導を行っています。 ○「化製場等に関する法律」を所管する保健所が動物愛護管理センターと連携し、犬を10頭以上飼育している者の情報を共有しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ○犬猫の多頭飼育施設の実態把握が不十分です。 ○飼育数が多頭数となったことから、適正な飼育管理もしくは飼育の継続が困難となる事例が多くみられます。 ○集合住宅での多頭飼育が周辺住民への迷惑になっている事例があります。 ○多頭飼育に陥る人には高齢者や精神的な理由による人が多いと言われています。 ○多頭飼育に陥ること予防するため、おそれのある者に対する指導及び啓発が必要です。 ○犬猫の多頭飼育や不適切な取扱いに起因する周辺への迷惑発生などへの指導は専門的な知識を持って長期的に行っていく必要があります。

【具体的施策】

項 目	達成 期間	実 施 内 容
多頭飼育の実態の把握	短期	◎動物愛護管理センターと市営住宅や高齢者福祉などの部署が連携し、多頭飼育者またはそのおそれのある者の早期発見に努めます。
	短期	◎多頭飼育の届出制度について検討します。
多頭飼育者に対する指導	短期	◎多頭飼育者に対する定期的な訪問及び指導を行います。 ◎化製場等に関する法律を所管する各区保健福祉センター衛生課環境係からの情報に基づき現地調査や指導を行います。
多頭飼育予防のため指導及び啓発	短期	◎飼育頭数が増えすぎないようにするための方法や、多頭飼育によって発生する問題について市民に対して周知します。
	中期	◎多頭飼育問題の事例から原因を分析し、監視指導へ反映させます。
多頭飼育者の指導のための職員の育成	長期	◎指導に当たる職員に対し高齢者福祉や精神保健等を含め、幅広い分野にわたり研修を行います。

(6) 犬の散歩等のマナーの向上

犬の散歩等，飼い方に関するマナーを改善し，ルールが守られる社会を目指していきます。

現 状	課 題(問題点)
<ul style="list-style-type: none"> ○市民から犬の散歩マナー等に関する苦情相談があった場合，その都度飼い主指導等の対応を行っています。 ○犬の散歩の多い公園や河川敷などで不定期に巡回を行っています。 	<ul style="list-style-type: none"> ○苦情や相談の内容について分析を行い，新たな施策へと反映させる材料とすることが必要です。 ○糞の放置などの散歩マナーの悪い飼い主に対する有効な指導や啓発が必要です。 ○犬の飼い方に関するマナーの啓発の機会が限られます。

【具体的施策】

項 目	達成 期間	実 施 内 容
苦情相談の分析	短期	◎飼い主に対し有効な指導を行うため，犬の飼い方に関する苦情や相談の内容を分類し分析します。
普及啓発の新たな展開の検討	長期	◎犬の散歩マナー等の啓発を既存の地域活動に取込む手法について地域に提案していきます（犬の散歩マナー啓発と防犯パトロールを組み合わせるなど）。
散歩マナーの向上のための巡回指導	短期	◎犬の散歩の多い公園や河川敷などで巡回し，指導並びに啓発を行います。

3 猫問題対策

(1) 飼い猫の適正飼育の推進

猫の放し飼いによる、周辺住民への危害や迷惑の発生を防止します。

現 状	課 題(問題点)
<ul style="list-style-type: none"> ○猫の適切な飼い方を示した「福岡市ねことの共生ガイドライン」を策定しています。 ○飼い猫への名札等の装着，室内飼い，不妊去勢手術に関する指導啓発を行っています。 	<ul style="list-style-type: none"> ○猫の適正飼育に関する認識が不足している飼い主がいます。 ○名札やマイクロチップ装着など飼い主を明示していない飼い主が多くいます。

【具体的施策】

項 目	達成 期間	実 施 内 容
飼い猫の登録制度	長期	●登録制度の効果や必要性について検討を行います。
猫の飼い主に対する指導啓発	継続	<ul style="list-style-type: none"> ○名札やマイクロチップの装着及び猫の室内飼いの有効性を周知します。 4の(2)参照 ○不妊去勢手術の徹底に関する指導啓発を行います。 2の(1)参照

(2) 飼い主のいない猫問題対策の実施

飼い主のいない猫による、周辺住民への危害や迷惑の発生を防止します。

現 状	課 題(問題点)
<p>○地域猫活動を行う地域に対し、技術的助言や活動初期（1年間）の不妊去勢無償実施などの支援を行っています。</p> <p>○飼い主のいない猫への無責任な給餌行為者に対する指導啓発を行っています。</p>	<p>○「地域猫活動」に対する理解が市民に浸透していません。</p> <p>○地域猫活動がうまくいく地域といかない地域があります。</p> <p>○飼い主のいない猫への無責任な給餌行為者がいます。</p> <p>○無責任な給餌行為に対する効果的な指導啓発が必要です。</p>

【具体的施策】

項 目	達成 期間	実 施 内 容
地域猫活動の支援方法の検討	中期	<p>◎地域猫活動地域の実態調査を行い成果を検証します。</p> <p>◎地域猫活動地域への支援方法を再検討します。</p>
地域猫活動の啓発	継続	<p>○地域猫活動の意義や事業内容について様々な媒体を活用し、市民へ周知します。</p> <p>○地域猫活動の効果を上げている地域の活動内容や成果をまとめ、他の活動地域やこれから活動を始める地域に活かします。</p>
猫への無責任な餌やり防止対策	中期	◎飼い主のいない猫の無責任な給餌行為者への効果的指導啓発方法を検討します。

地域猫活動とは・・・？

地域猫活動とは地域住民が主体となって、周辺住民の理解を得た上で、屋外で生活する飼い主のいない猫に不妊去勢手術を受けさせ、トイレやエサやりの時間を決めるなど、一定のルールに従い猫を世話することで問題解決を図っていく活動です。

4 譲渡及び返還の推進

(1) 譲渡事業の充実

動物愛護管理センターに収容した犬猫の適性判断を適切に行い、譲渡を推進します。

現 状	課 題(問題点)
<p>○犬の譲渡 「犬の譲渡実施要領」に基づき、収容犬の性格性質等を判定した後、飼育適性のある犬を譲渡しています。</p> <p>○猫の譲渡 「猫の譲渡実施要領」に基づき、人に馴れた猫を譲渡しています。</p> <p>○譲渡犬猫の管理 譲渡する犬猫には原則不妊去勢手術と混合ワクチン接種をしています。</p> <p>○譲渡先への対応 適正飼育に関する模範的な飼い主の育成につながるよう、譲渡先の飼い主には譲渡前に研修及び飼育場所の調査を行っています。譲渡後も電話などで飼育状況の確認を行っています。</p> <p>○動物関係団体等との共働 市から直接譲渡することが困難と判断された犬猫については、動物関係団体の持つノウハウで社会性の低い犬等のしつけを行うなどして譲渡を行っています。</p>	<p>○動物愛護管理センターに収容される犬猫の大部分を占める子猫については収容頭数が多いことや哺乳などの飼育管理の困難さから、譲渡できていません。</p> <p>○犬猫の飼育適性の判断は客観的に行う必要があります。</p> <p>○動物愛護管理センターから犬猫を入手できることがあまり知られていません。</p>

【具体的施策】

項 目	達成 期間	実 施 内 容
動物関係団体の協力による譲渡適性判断	中期	◎譲渡対象となる犬猫を増やすために動物関係団体と協力して新たな適性判断基準を見直します。
子猫の譲渡方法の確立	短期	◎子猫の譲渡要領の作成と体制整備
多様な広報媒体の活用	継続	○ホームページ，市政だより，チラシなどの配布等により譲渡事業について広報を行います。

(2) マイクロチップ装着の推進

動物逸走時の飼い主の迅速な特定や遺棄の防止を図るため、所有者を明示する有効な方法であるマイクロチップの猫への装着を推進します。

現 状	課 題(問題点)
<ul style="list-style-type: none"> ○猫の不妊去勢手術とあわせてマイクロチップを装着する場合に助成を行っています。 ○動物愛護管理センターにはマイクロチップリーダーを常備しています。 ○警察等動物を収容する機関からの依頼に応じて、マイクロチップリーダーによる読み取りを実施しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ○全国的にマイクロチップの装着率が低く、市民や動物の飼い主にその必要性や有用性を周知する必要があります。 ○動物を収容する可能性のある機関の中に、マイクロチップリーダーを設置していないところがあります。

【具体的施策】

項 目	達成 期間	実 施 内 容
譲渡猫へのマイクロチップの装着	中期	◎譲渡猫へのマイクロチップ装着を検討します。
関係機関との連携	中期	◎警察署等動物を収容する機関へマイクロチップリーダー設置を呼び掛けます。
マイクロチップ装着の推進	継続	<ul style="list-style-type: none"> ○飼い主への直接指導や街頭でのチラシ等の配布により、犬猫の所有者明示の必要性を啓発し、マイクロチップ装着の有用性を周知します。 ○飼い主や市民へマイクロチップの有用性を周知するため、猫へのマイクロチップ装着費用の一部助成を行います。

(3) 収容動物の返還推進

収容された動物のうち飼い主がいるものは可能な限り飼い主へ返還します。

現 状	課 題(問題点)
<ul style="list-style-type: none"> ○警察と連携し収容動物の情報を共有しています。 ○犬鑑札の装着等所有者明示の啓発を行っています。 ○収容動物についてホームページを利用した情報提供を行っています。 ○動物愛護管理センターに収容された犬猫はマイクロチップの読取を行っています。 	<ul style="list-style-type: none"> ○動物の収容情報が必ずしも飼い主に伝わっていない状況があります。 ○ほとんどの収容動物に飼い主情報が明示されていません。 ○所有者明示推進と逸走防止についての啓発が必要です。

【具体的施策】

項 目	達成 期間	実 施 内 容
ホームページわんにゃんよかネットによる情報発信	中期	◎隣接する自治体の収容情報を統合したウェブサイトの開設を検討します。
	継続	○収容動物に関する情報の内容を充実します。
迷い犬猫情報の広報	継続	○動物愛護管理センターに飼い主不明の犬猫が収容されること、迷い犬猫の情報が集まることを広報していきます。
飼育動物の所有者明示	継続	○犬の鑑札及び注射済票の装着，猫の名札，犬猫のマイクロチップ装着を推進します。 4の(2)参照 ○犬猫の逸走防止の啓発を行います。
マイクロチップリーダーの活用	継続	○収容犬猫等において，マイクロチップリーダーによる読み取り，所有者の確認を行います。4の(2)参照
警察との連携強化	継続	○警察に収容された犬猫の最新の情報を収集します。 ○警察機関へのマイクロチップリーダーの設置などによる所有者の確認に関する技術的な協力体制を検討します。 4の(2)参照

5 狂犬病予防

(1) 犬の登録率及び狂犬病予防注射実施率の向上

狂犬病の発生やまん延防止のため、犬の登録率及び狂犬病予防注射実施率の向上を図ります。

現 状	課 題(問題点)
<ul style="list-style-type: none"> ○犬の飼い主に起因する苦情対応などの機会をとらえ、飼い主への指導啓発を行っています。 ○ドッグラン施設利用者や公園・河川敷等での散歩中の飼い主に対し指導啓発を行っています。 ○ホームページ、市政だより、チラシなどの配布・回覧等による啓発を行っています。 ○動物取扱責任者研修の中で狂犬病予防法についての説明を行っています。 	<ul style="list-style-type: none"> ○犬の登録及び狂犬病予防注射実施の法的義務及びその必要性を全ての飼い主が十分に認識しているとは言えません。 ○飼い犬の登録や狂犬病予防注射を行っていない飼い主がいます。 ○登録犬の死亡や転出入などの変更の届出をしていない飼い主がいます。 ○屋外で行う集合注射は犬の健康管理や衛生面で課題があります。

【具体的施策】

項 目	達成期間	実 施 内 容
犬の登録並びに鑑札及び注射済票の交付の利便性の向上	短期	●登録や注射実施時に、直接、犬鑑札や注射済票を受け取ることができる動物病院を拡充します。
	中期	●犬の購入時に登録が可能なペットショップの実現を検討します。
飼い主指導	短期	◎狂犬病予防注射を行っていない飼い主に対し注射を促すため再通知の方法を改善します。
	中期	●飼い主宅への訪問による直接指導を行います。
飼い主情報の把握	中期	<ul style="list-style-type: none"> ●動物病院や動物取扱業者等と連携した飼い主情報の収集方法を検討します。 ●飼い主の実態調査を行います。
犬の転入手続きの周知	短期	●区役所窓口に犬の転出入に関するチラシを配置するなど転出入者への周知を徹底します。
犬の死亡手続きの簡便化	短期	◎電子申請を導入します。
集合注射あり方の検討	短期	◎集合注射日時の SNS を利用した広報を行います。
	継続	○衛生面などの観点から適切な注射会場や実施方法について引き続き検討します。
指導啓発の充実	継続	<ul style="list-style-type: none"> ○ドッグラン施設や公園・河川敷等、飼い主が集まる場所において指導啓発を行います。 ○狂犬病の正しい知識を広く市民へ啓発します。
多様な広報媒体の活用	継続	○ホームページ、SNS、動画サイト、市政だより、チラシなどの配布・回覧等の媒体を有効に活用し、登録及び狂犬病予防注射の実施義務について広報します。
飼い主情報の把握	継続	○電話や訪問等により飼い主情報を収集します。
動物取扱業者による啓発指導	継続	○動物取扱責任者研修の中で、犬の販売時等において飼い主責任の説明を徹底するよう指導を行います。

(2) 鑑札及び注射済票装着の徹底

飼い犬を登録し、狂犬病予防注射を受けさせていることを明示するために、「鑑札」と「注射済票」の装着を徹底します。

現 状	課 題(問題点)
<ul style="list-style-type: none"> ○犬の飼い主に起因する苦情対応などの機会をとらえ、飼い主への指導啓発を行っています。 ○ドッグラン施設利用者や公園・河川敷等での散歩中の飼い主に対し指導啓発を行っています。 ○ホームページ、市政だより、チラシなどの配布・回覧等による啓発を行っています。 ○動物取扱責任者研修の中で狂犬病予防法についての説明を行っています。 	<ul style="list-style-type: none"> ○鑑札及び注射済票の装着についての法的義務やその必要性が十分に知られていません。 ○飼い犬に鑑札や注射済票を装着していない飼い主がいます。

【具体的施策】

項 目	達成 期間	実 施 内 容
啓発指導の充実	継続	○ドッグランや公園・河川敷等において鑑札及び注射済票を装着していない飼い主に対し指導を行います。
多様な広報媒体の活用	継続	○ホームページ、SNS、動画サイト、市政だより、チラシなどの配布・回覧等の媒体を有効に活用し、鑑札及び注射済票の装着義務について広報します。
動物取扱業者による啓発指導	継続	○動物取扱責任者研修の中で、犬の販売時等において飼い主責任の説明を徹底するよう指導を行います。
飼い主指導	継続	○飼い主宅への訪問による直接指導を行います。

6 監視指導

(1) 動物取扱業者の監視指導

販売，保管，貸出し，訓練，展示を行う動物取扱業者に対し，動物の適切な取扱いを遵守するための監視指導を行います。

現 状	課 題(問題点)
<ul style="list-style-type: none"> ○動物取扱業の登録申請時や施設への立入の際に，動物の適正な取扱いに関する指導を行っています。 ○監視マニュアルに沿った定期的な監視指導を行っています。 ○動物取扱業者を対象に動物取扱責任者研修会を開催し資質の向上を図っています。 ○動物取扱業者に関する登録情報をホームページ上で公開しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ○動物取扱業の登録をせずに営業する事例があります。 ○動物取扱業者の不適切な営業によって周辺住民への迷惑や被害が発生する事例があります。 ○動物の適切な取扱いに関する認識が不足している動物取扱責任者がいます。 ○動物取扱責任者に加え動物取扱業従事者の資質を向上し，関連法令の順守や適正飼育啓発の起点とする必要があります。 ○動物取扱業者間の連携体制の構築が望まれます。

【具体的施策】

項 目	達成 期間	実 施 内 容
動物取扱業の登録	短期	●未登録業者の掘り起こしを行い登録手続きを徹底します。
動物取扱業者の監視指導の徹底	短期	◎特に動物の取扱が不適切と判断される動物取扱業を重点監視施設として選定し監視指導を徹底します。 ◎第2種取扱施設の監視指導を行います。
行政処分取扱要綱の整備	中期	●動物愛護管理法の違反事例に的確に対応するため行政処分取扱要綱を策定します。
動物取扱業者間の連携	中期	●ペット販売業者等業界団体の設立に向けた働きかけを行います。
動物取扱業者の資質向上	中期	●動物取扱業者の資質向上を図るため，優良業者の認定制度を検討します。
動物取扱責任者及び動物取扱業従事者の資質向上	中期	●動物取扱業従事者向けの研修会を検討します。
	継続	○動物取扱責任者研修会の内容の充実を図ります。

(2) 特定動物飼育者の監視指導

特定動物の不適切な飼育に起因する人命への危害発生及び事故の防止並びに周辺住民への迷惑の発生防止のために、特定動物の飼い主に対する監視指導を行います。

現 状	課 題(問題点)
<p>○特定動物の飼養許可申請や飼養施設への立入の際に、適正飼育及び安全性確保に関する指導を行っています。</p> <p>○特定動物の拾得通報時に、飼育者情報の照会を行っています。</p>	<p>○許可を得ないまま特定動物を飼育する事例があります。</p> <p>○特定動物逸走時及び災害発生時における具体的対応方法を定めていません。</p>

【具体的施策】

項 目	達成 期間	実 施 内 容
特定動物飼養の許可手続きの徹底	短期	●無許可飼育者の掘り起こしを行い、許可手続きを徹底します。
特定動物飼養施設の監視指導	短期	●特定動物飼養施設に定期的に立入及び監視指導を行います。
特定動物逸走時等の対策	中期	●逸走時や災害発生時に警察、消防、関係機関等と連携して取組むための対応マニュアルを策定します。

(3) 大型犬、危険犬種及び放浪犬による危害発生の防止のための指導

大型犬や危険犬種の不適切な飼育や取扱いに起因する人命への危害の発生の防止並びに周辺住民への迷惑の発生をなくすため、大型犬等飼育施設に対する指導を行います。また、放浪犬の捕獲作業を行います。

現 状	課 題(問題点)
<ul style="list-style-type: none"> ○土佐犬飼育者の実態を把握しています。 ○土佐犬以外の大型犬種については狂犬病予防法による犬の登録により飼育者を把握しています。 ○苦情等の申し出に基づき大型犬飼育者の指導を行っています。 	<ul style="list-style-type: none"> ○土佐犬以外の大型犬飼育施設の実態が把握できていません。 ○大型犬の不適切な飼育や取扱いに起因する迷惑や被害が報告されています。 ○休日・夜間における捕獲作業の緊急体制が整っていません。 ○定期的な監視指導体制の実施が必要です。 ○放浪犬の適切な捕獲作業の技術を継承して行く必要があります。

【具体的施策】

新 規 施 策		
項 目	達成 期間	実 施 内 容
大型犬飼育施設の 監視指導	短期	<ul style="list-style-type: none"> ◎アンケート調査を実施するなど、大型犬等飼育施設の実態把握を行います。 ◎飼育者に対する定期的な調査指導を行います。
警察との連携	短期	<ul style="list-style-type: none"> ●休日・夜間における緊急時の連絡及び出勤の体制を整え、捕獲作業を行います。
捕獲作業	長期	<ul style="list-style-type: none"> ◎適切な捕獲方法を検討します ◎犬の適正な取扱いに留意した捕獲作業及びそのための訓練を行います。

(4) 実験動物飼育施設の指導

実験動物の適正な取扱いを確保するため必要な指導を行うものです。

現 状	課 題(問題点)
○実験動物施設の指導は行っていません。	<ul style="list-style-type: none"> ○実験動物飼育施設の実態が十分把握されていません。 ○「3Rの原則」に基づく実験動物の取扱いの徹底が必要です。 ○不適切な飼育又は取扱いを行っている場合は指導が必要です。

【具体的施策】

項 目	達成 期間	実 施 内 容
実験動物飼育施設の 指導	短期	●実験動物飼育施設の把握を行います。
	中期	◎実験動物飼育施設に対する適正管理のための指導を行います。

(5) 産業動物飼育施設の指導

畜産業経営における産業動物の適正な飼育及び取扱いを確保するため、必要な指導を行う
ものです。

現 状	課 題(問題点)
○産業動物飼育施設の監視指導は行っていません。	<ul style="list-style-type: none"> ○産業動物飼育施設の実態が把握されていません。 ○不適切な飼育又は取扱いを行っている場合は指導が必要です。

【具体的施策】

項 目	達成 期間	実 施 内 容
畜産経営農家の監視 指導	短期	●畜産経営農家の把握を行います。
	中期	◎畜産経営農家に対する適正管理のための指導を行います。

(6) 犬猫の殺処分方法の検討

収容した犬猫などの動物をやむを得ず殺処分する場合に、動物の生理、生態、習性等に配慮した上で、より苦痛を伴わない殺処分を行います。

現 状	課 題(問題点)
<p>○成犬，子犬，成猫については意識喪失効果のある麻酔薬を1頭ずつ個別に注射することにより苦痛の少ない殺処分を行っています。</p> <p>○子猫については国が示した「動物の殺処分方法に関する指針」に基づき，炭酸ガスを吸入させる方法で殺処分を行っています。</p>	<p>○炭酸ガスを吸入させる方法は，窒息によって致死状態とするため，必ずしも苦痛を与えない方法とは言えません。</p>

【具体的施策】

項 目	達成 期間	実 施 内 容
子猫の殺処分方法の検討	中期	◎意識喪失効果のある麻酔薬を用いるなど，苦痛を与えない殺処分方法を検討します。

7 体制及び制度

(1) 関係部署や機関等との連携

飼育動物に関する様々な問題の解決のため市内部及び関連機関との連携を強化します。

現 状	課 題(問題点)
<p>○飼育動物の適正飼育の指導は動物愛護管理センターが行っています。</p>	<p>○家庭動物に関する問題や相談が多様化し、根本的な解決には動物愛護管理センターの指導だけでは対応できない事例があります。</p> <p>○高齢者や生活困窮者が多頭飼育や飼育継続困難に陥る事例があり、予防的な対応が望まれます。</p> <p>○収容される動物には遺棄されたものが含まれる可能性があるため、遺棄の防止策が必要です。</p>

【具体的施策】

項 目	達成 期間	実 施 内 容
市役所内部の連携	短期	<p>◎飼育困難者の早期発見のため、動物愛護管理センター、高齢者福祉部門及び住宅管理部門等との情報の共有を図ります。</p>
	中期	<p>◎飼育継続が困難となった市民の相談について様々な事例に対応できる体制と連携について協議します。</p>
関連機関との連携体制の強化と整備	中期	<p>◎動物虐待や遺棄の対応や防止について警察等との間で共通の認識を持つ場を設けます。</p> <p>◎教育機関等での出前授業を行います。</p>
	短期	<p>◎犬猫の譲渡や収容に関する情報を福岡県及び近隣自治体との間で共有します。</p>
職員研修と資質の向上	短期	<p>◎動物愛護管理センター、まちづくり、福祉、医療、高齢者住宅など関連分野の職員に対し相互の業務に関する研修を実施し、従事職員の資質向上を図ります。</p>

(2) 一般社団法人福岡市獣医師会との連携

動物愛護と管理に関する施策を適切かつ効果的に行うため福岡市獣医師会と連携・協力を進めます。

現 状	課 題(問題点)
<ul style="list-style-type: none"> ○福岡市と福岡市獣医師会で組織する動物愛護管理推進事業協議会を設置し意見交換を行っています。 ○福岡市獣医師会へ狂犬病予防集合注射を委託しています。 ○福岡市獣医師会へ鑑札及び注射済票の交付を委託しています。 ○福岡市獣医師会が行う動物飼育相談事業に対し福岡市から一部助成を行っています。 ○猫のマイクロチップ装着推進及び不妊去勢手術推進助成を福岡市獣医師会と福岡市とで実施しています。 ○福岡市と福岡市獣医師会の間で「災害時の被災動物救護活動に関する協定書」を締結しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ○施策の推進にあたり、動物の治療や生理・生態等に関する豊富な知識と経験を有する福岡市獣医師会との連携をさらに深めていく必要があります。

【具体的施策】

項 目	達成 期間	実 施 内 容
福岡市獣医師会との 連携	継続	○動物愛護と管理に関する役割を明確にし、連携を強化します。

(3) 動物関係団体との連携及びボランティアの受け入れ

動物関係団体の役割を明確にし、連携を深めるとともに、ボランティアを受け入れ、動物愛護と管理に関する施策を推進します。

現 状	課 題(問題点)
<ul style="list-style-type: none"> ○動物関係団体へ犬の譲渡を行っています。 ○動物関係団体と連携して、動物愛護フェスティバルやわんにゃんよかイベント等を開催しています。 ○動物関係団体との定期的な研修会・勉強会を行っています。 ○収容施設の清掃や給餌などの作業にボランティアが参加しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ○動物関係団体やボランティアが活動できる場が限られています。 ○動物関係団体との間で犬猫の譲渡、適正飼育啓発での協力を深めます。 ○動物関係団体やボランティアと行政の役割分担を明確にする必要があります。

【具体的施策】

項 目	達成 期間	実 施 内 容
研修会及び勉強会の開催	継続	○動物関係団体との間で研修会・勉強会のテーマを広げていきます。
活動の機会の創出	継続	<ul style="list-style-type: none"> ○動物愛護管理センターの業務等に動物愛護団体が公平に参加する機会を作るためのルールづくりを行います。 ○譲渡事業、ふれあい事業、犬猫の適正飼育に関する講習会の事業を共働して実施します。 ○収容施設の清掃や給餌など以外にも啓発事業などボランティアの参加機会を増やします。
動物愛護フェスティバル	継続	○実行委員会の構成団体の企画を生かし動物愛護フェスティバルをより効果的な催しとするために実施の方法及び内容を見直します。

(4) 応援寄付の受け入れ

市民から受け入れた寄付金を有効に活用します。

現 状	課 題(問題点)
<ul style="list-style-type: none"> ○動物愛護を目的とした寄付金が多く寄せられており、飼料や犬猫の薬品の購入などに活用しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ○寄付金は受け入れた年度内で活用するため、長期的計画で有効活用することができません。

【具体的施策】

項 目	達成 期間	実 施 内 容
寄付金の基金化	短期	◎寄付金を長期計画の中で効果的に施策に生かすため、寄付金の対象施策を明らかにした上で、寄付金の基金化を行います。

(5) 動物愛護推進員の委嘱

動物愛護と適正飼育の重要性について地域住民の理解を深め、必要な助言や支援活動を行う「動物愛護推進員」の委嘱を検討します。

現 状	課 題(問題点)
○動物愛護推進員の委嘱は行っていません。	○動物愛護推進員の必要性や役割が明確ではありません。

【具体的施策】

項 目	達成 期間	実 施 内 容
動物愛護推進員の委嘱	中期	●動物愛護推進員と行政、動物関係団体等との役割分担を明確にし、動物愛護推進員が担うべき役割を明らかにした上で、委嘱の検討を行います。

8 危機管理対策

災害発生時や狂犬病発生時における危機管理体制を整え、関係部署や機関と連携して迅速に対応します。

現 状	課 題(問題点)
<ul style="list-style-type: none"> ○「福岡市地域防災計画」に愛玩動物対策として、愛玩動物の保護や避難所における共生の検討を明記しています。 ○一般社団法人福岡市獣医師会との間で「災害時の被災動物救護活動に関する協定書」を締結し、災害時における被災動物の健康診断等を行うこととしています。 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害発生時における被災動物に対する、具体的な対応手順を定めていません。 ○狂犬病発生時の具体的な対応手順を定めていません。 ○災害時における愛玩動物の同行避難の原則が周知できていません。

【具体的施策】

項 目	達成 期間	実 施 内 容
災害発生時の対応	短期	<ul style="list-style-type: none"> ●災害発生時対応マニュアルを策定します。 ●「災害発生時対応マニュアル」に基づき、獣医師会や動物関係団体等と連携して、被災動物の救護等を行う体制を整えます。
狂犬病発生時の対応	短期	<ul style="list-style-type: none"> ●狂犬病発生時対応マニュアルを策定します。 ●狂犬病の発生を想定した演習を行います。 ●「狂犬病発生時対応マニュアル」に基づき、関係部署・機関、警察、消防、獣医師会や医療機関等と連携した対応を行える体制を整えます。
	中期	◎狂犬病の診断及び検査体制について検討します。
同行避難の周知	短期	◎出前講座や防災訓練などの機会をとらえて同行避難についての啓発を行います。
	中期	◎同行避難を想定したしつけ方教室などを実施します。

1 動物愛護管理センターの位置づけ

動物愛護管理センターを「市民啓発」、「市民への情報提供」、「動物関係団体との共働」、「収容動物の返還・譲渡」、「動物の適正管理」及び「危機管理」を行う拠点と位置づけ、第2次計画の具体的施策を推進していきます。

(1) 市民啓発の拠点

- ①動物愛護思想と適正飼育に関する市民啓発
- ②ふれあい事業やしつけ方教室の実施
- ③各種広報媒体を利用した情報の発信

(2) 市民に開かれた市民が訪れ情報を得る拠点

- ①動物の取扱に関する正しい情報の提供
- ②譲渡動物に関する情報の提供
- ③市民の悩みや相談の対応

(3) 動物関係団体等と連携共働して活動する拠点

- ①動物関係団体等の育成と活動の場の提供
- ②市と動物関係団体等の各主体間の情報の共有
- ③各主体間の共働の実践

(4) 収容された動物を生かすための拠点

- ①元の飼い主への返還の推進
- ②新しい飼い主への譲渡の推進
- ③収容動物の適切な飼養管理の実践

(5) 動物適正管理に関する取組みの拠点

- ①飼い主への動物の適正飼育に関する指導
- ②動物取扱業者への動物の適正管理に関する指導
- ③動物による人の生命、身体や財産に対する侵害の防止

(6) 危機管理拠点

- ①狂犬病の発生予防・まん延の防止
- ②狂犬病発生時の愛護動物対策の実施
- ③災害発生時の愛護動物対策の実施

2 2つの動物愛護管理センターの役割

2か所の動物愛護管理センターが役割を分担し、それぞれの立地や特徴を生かした取組みを行います。

【東部動物愛護管理センター】

愛称：あにまるぽーと

飼い犬の狂犬病予防や動物取扱業者の指導、災害時等の危機管理などの動物管理業務の中心的役割を担い、動物（アニマル）が収容されても元の飼い主や新しい飼い主のところへ旅立つ港（ポート）となる、「あにまるぽーと」の愛称の通り、収容される犬猫の返還や譲渡を進める「生かすためのセンター」として、動物を飼育できる環境を生かし、犬とのふれあい事業など体験型啓発事業を中心とした啓発業務を担う施設を目指します。

【家庭動物啓発センター】

愛称：ふくおかどうぶつ相談室

市民啓発や動物関係団体等との共働を推進する役割を担い、動物関係団体やボランティアが連携を深める環境づくりのほか、飼い主に対する適正飼育の指導や動物の飼い方相談、市民に対する適切な動物との接し方の啓発等を行う「市民に開かれ市民が訪れる施設」を目指します。

